

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及びこれに基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(都市公園の設置基準)

第2条 法第3条第1項で規定する条例で定める基準は、次条及び第4条に掲げるとおりとする。

(市民1人当たりの都市公園の敷地面積)

第3条 市の区域内に設置する都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地に設置する都市公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模)

第4条 市が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれの特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めるものとする。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めるものとする。

(3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めるものとする。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

2 市が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等、前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、その敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第5条 法第4条第1項本文で規定する条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の設置基準の特例)

第6条 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書で規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

2 令第6条第1項第2号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書で規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

3 令第6条第1項第3号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書で規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

4 令第6条第1項第4号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書で規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

(公園施設に関する制限)

第6条の2 令第8条第1項で規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第7条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(行為の制限)

第8条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為の場所又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が都市公園の利用に支障を及ぼさないと認めた場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第9条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第10条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 魚鳥類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) ごみその他汚物を捨てること。
- (6) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外へ車両等を持ち入れ、又は止め置くこと。
- (9) 他人に危害を及ぼすおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。
- (10) その他都市公園の管理に支障を及ぼす行為をすること。

(利用の禁止)

第11条 市長は、都市公園の管理のため必要があると認めるときは、都市公園の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第12条 有料公園施設(市が管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。)の設置、管理及び使用料については、別に条例で定める。

(公園施設の設置、管理等の許可申請書の記載事項)

第13条 [法第5条第1項](#)の規定により条例で定める公園施設の設置又は管理の許可申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設の設置の許可を受けるとき。

- ア 設置の目的
- イ 公園施設の種類
- ウ 設置の期間
- エ 設置の場所及び面積
- オ 公園施設の構造
- カ 公園施設の管理方法
- キ 工事実施の方法
- ク 工事の着手及び完了の時期
- ケ 都市公園の復旧方法
- コ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設の管理の許可を受けるとき。

- ア 管理の目的
- イ 管理する公園施設
- ウ 管理の期間
- エ 管理の方法
- オ その他市長の指示する事項

(3) 許可事項変更の許可を受けるとき。

- ア 既に受けた許可の年月日及び許可番号
- イ 変更する事項及び変更の理由
- ウ その他市長の指示する事項

(都市公園占用許可の申請書の記載事項)

第14条 [法第6条第2項](#)の規定により、条例で定める公園施設以外の工作物その他の物件又は施設の占用許可申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の種類
- (2) 占用の面積
- (3) 工事実施の方法
- (4) 工事着手及び完了の時期
- (5) 都市公園の復旧方法
- (6) その他市長の指示する事項

(占用許可の軽易な変更)

第15条 [法第6条第3項ただし書](#)の規定により条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する新たな物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの(届出)

第16条 [次の各号](#)のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届出しなければならない。

- (1) [法第5条第1項](#)又は[法第6条第1項](#)若しくは[第3項](#)の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) [前号](#)に掲げる者が公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) [第1号](#)に掲げる者が[法第10条第1項](#)の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) [法第27条第1項](#)又は[第2項](#)の規定により、[同条第1項](#)に規定する必要な措置を命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) [次条第1項](#)又は[第2項](#)の規定により、[同条第1項](#)に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(監督処分)

第17条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する者に対して、[この条例](#)の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園より退去を命ずることができる。

- (1) [この条例](#)又は[この条例](#)の規定に基づく処分に違反している者
- (2) [この条例](#)の規定による許可に付した条件に違反している者

- (3) 偽りその他不正の手續により、この条例の規定による許可を受けた者
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定による許可を受けた者に対し前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- (1) 都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 都市公園の保全又は利用に著しい支障を生じたとき。
- (3) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- (使用料)
- 第18条 第8条第1項若しくは第3項、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第1から別表第3までに掲げる使用料を納付しなければならない。
- (使用料の納付)
- 第19条 使用料は、使用期間が1年未満の場合はその全部を一時に、1年以上の場合は1年ごとにこれを納付するものとする。ただし、市長は、特別の事由があると認める場合は、これを分納させることができる。
- (使用料の減免)
- 第20条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
- (使用料の還付)
- 第21条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。
- (1) 都市公園の維持管理上又は公益上の必要によって許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、都市公園を利用することができないとき。
- (損害賠償義務)
- 第22条 都市公園の利用者が、公園施設又は備品を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを修理し、若しくは原状回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- (公園予定区域及び予定公園施設についての準用)
- 第23条 第5条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について、準用する。
- (指定管理者による管理)
- 第24条 都市公園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。
- 2 前項の規定により、都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合における当該指定管理者の指定の手續その他当該都市公園の指定管理者による管理に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、本庄市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例(平成18年本庄市条例第65号)の規定によるものとする。
- 3 第1項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条及び第11条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- (指定管理者の業務)
- 第25条 指定管理者に行わせることができる業務は、都市公園の管理のうち、次に掲げるものとする。
- (1) 公園施設の維持管理に関する業務
- (2) 第8条の規定による行為の許可に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市公園の管理上、市長が必要と認める業務
- (利用料金)
- 第26条 第18条の規定にかかわらず、第24条第1項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者に第8条第1項又は第3項の許可を受けて行う都市公園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 2 利用料金の額は、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
- 3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、免除し、又は全部若しくは一部を還付することができる。
- (委任)
- 第27条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。
- (罰則)
- 第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
- (1) 第8条第1項又は第3項(これらの規定を第23条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第8条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第10条(第23条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第10条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第17条(第23条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の本庄市都市公園条例(昭和59年本庄市条例第11号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 第24条及び第25条の適用については、施行日から平成18年3月31日までは、なお合併前の条例の例による。
- 附 則(平成24年12月28日条例第33号)
- この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則(平成27年6月30日条例第26号)
- この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則(平成30年3月30日条例第18号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定は、平成30年7月1日から施行する。
- (経過措置)

2 この条例による改正後の本庄市都市公園条例第28条第3号の規定は、平成30年7月1日以後に行う命令に違反した者について適用する。

別表第1(第18条関係)

第8条第1項又は第3項による場合

行為の種類	単位	金額	備考
行商、募金その他これらに類する行為	1平方メートル	1日につき 50円	
業として行う写真の撮影	1件	1日につき 1,000円	
業として行う映画の撮影	1件	1時間につき 3,000円	
興行	1平方メートル	1日につき 50円	
競技会、集会、展示会その他これらに類する行為	1平方メートル	市長がその都度定める。	
花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為	1平方メートル	市長がその都度定める。	

別表第2(第18条関係)

法第5条第1項による場合

種別	単位	期間	金額	備考
施設を設置する場合	1平方メートル	1月	市長がその都度定める。	
施設を管理する場合	1平方メートル	1月	市長がその都度定める。	

別表第3(第18条関係)

法第6条第1項又は第3項による場合

占用物件の種類	単位	金額	占用期間	備考
電柱	1本	1年につき 890円	10年	支線、支柱はそれぞれ1本とする。
電話柱	1本	1年につき 330円	10年	電柱であるものを除く。
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	口径20センチメートル未満のもの 1メートル	1年につき 80円	10年	
	口径20センチメートル以上のもの 1メートル	1年につき 200円	10年	
公衆電話所	1個	1年につき 1,400円	3年	
自動販売機	1平方メートル	1日につき 50円	3年	
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	入場料又はこれに類するものを徴収する場合1平方メートル	1日につき 10円	3月	
	入場料又はこれに類するものを徴収しない場合1平方メートル	1日につき 5円	3月	
郵便差出箱及び信書差出箱	1個	1年につき 560円	3年	
前記以外の地上又は地下の占用物件	1平方メートル	市長がその都度定める。		